

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

恵那市上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から **5年間**となります。
旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H16.10.25 ~ H19.3.31	令和元年9月30日 ~ 令和4年9月29日(3年)
H19.4.1 ~ H25.3.31	令和元年9月30日 ~ 令和5年9月29日(4年)
H25.4.1 ~ R1.9.30	令和元年9月30日 ~ 令和6年9月29日(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。
給水装置主任技術者の選任
給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類
・様式第1及び第2
・機械器具調書
・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

指定更新申請時に4項目の確認を行います

事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ・指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ・指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ・給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- 4項目確認資料
・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無

更新申請についてのお問い合わせは
上下水道課 TEL:0573-26-2111(内線223)